

第2章 緑の現況と課題

- 1 緑の特徴
- 2 緑の現況と課題
 - (1) 都市公園
 - (2) 都市公園以外の公共施設緑地
 - (3) 民間施設緑地
 - (4) 地域制緑地
 - (5) 緑地の推移
 - (6) 都市の緑化
- 3 計画を取り巻く状況
 - (1) 関連法制度の制定・改正（主なものを抜粋）
 - (2) 環境問題と緑の役割
 - (3) 緑に関する社会意識の変化
- 4 総合的な見地からみた緑の現状と課題
 - (1) ふじさわ未来課題
 - (2) 緑に関するアンケート



緑の基本計画

第2章 緑の現況と課題

2-1 緑の特徴

本市には、相模野台地、高座丘陵、片瀬・村岡丘陵の起伏に富んだ地形、海岸部に近い平坦な砂丘地形、さらに江の島の海食崖・岩礁など、変化に富んだ様々な地形がみられます。また、市域を南北に貫流する引地川や境川が相模湾に注いでおり、それらの河川によって形成された谷戸が多く存在します。

本市は、相模湾に接していることから暖流の影響を受け、比較的温暖で穏やかな気候となっています。植生はヤブツバキクラス域に属し、本市本来の自然植生は、江の島などにわずかにみられるイノデータブノキ群集、江の島や川名、城南などの斜面地にみられるヤブコウジースタジイ群集、西北部地域や西俣野、石川などの斜面地に多くみられるシラカシ群集、江の島の断崖地にみられるマサキートベラ群集などの常緑広葉樹林です。

自然植生が伐採され、薪炭林、農用林として利用されてきた林は、オニシバリーコナラ群集、クヌギーコナラ群集などの落葉広葉樹として市内でみることができます。そのほかにも、森林施業林として利用されているスギ、ヒノキ、サワラ植林、防潮・飛砂防止などを目的に植林されたクロマツ林、食用・有用林として植えられた竹林、屋敷林*などがあります。

川名清水、石川丸山、遠藤笹窪など、市内にはいくつもの谷戸が残されています。谷戸は、低地部（谷底）を湿地・細流などを活かして水田に、斜面を雑木林（薪炭や堆肥の供給用）として利用・管理されながら、里地里山*として維持されてきました。

- | | |
|---------------------------|--|
| ・イノデータブノキ群集 | タブノキの多い常緑広葉樹高木林であり、海に近い平地部や緩やかな斜面で、湿潤な土壌がある場所にみられます。 |
| ・ヤブコウジースタジイ群集 | スタジイの多い常緑広葉樹高木林であり、海に近い斜面部や尾根部で、土壌がやや乾燥した場所にみられます。 |
| ・シラカシ群集 | シラカシ、アラカシの多い常緑広葉樹高木林であり、内陸の平地部や斜面部にみられます。 |
| ・マサキートベラ群集 | マルバシャリンバイ、マサキ、トベラなどの低木からなる常緑広葉樹低木林であり、強風、潮風、乾燥といった厳しい条件をもった海岸の風衝地にみられます。 |
| ・オニシバリーコナラ群集
クヌギーコナラ群集 | コナラ、クヌギ、ミズキ、イヌシデなどが混生した落葉広葉樹高木林であり、「雑木林」とよばれる森林です。 |

参考：「藤沢市の自然環境（概要版）」（藤沢市）

引地川や境川などの川沿いには斜面林が続き、周辺の農地や川辺と一体となり良好な環境を形成しています。

鵜沼など、南部の砂丘地形の平地は、明治時代以降、別荘地や保養所として発展し、建物のまわりに防風用として植栽されたクロマツが、海の景観と合わせ、湘南の象徴のようになって景観を引き立てています。

旧東海道や大山街道などの街道沿いには古い社寺があり、社寺林が多くみられます。社寺林は主として地域の潜在自然植生である常緑樹林であることが多く、地域本来の自然を今に伝えています。

このように本市の緑は、特徴ある地形や古い歴史とともに育まれた緑であり、その地形や歴史とは切り離しては考えられないものであるということがわかります。



【川名清水谷戸】



【江の島】



【石川丸山谷戸】



【遠藤笹窪谷（谷戸）】

2-2 緑の現況と課題

(1) 都市公園

【現況】

本市の都市公園は、2010年（平成22年）4月1日現在、292箇所、約220ha（県立公園を含む）であり、市民一人当たりの都市公園面積は、約5.4㎡となっています。

当初計画からの10年間で、街区公園32箇所、近隣公園2箇所を新たに整備したほか、引地川親水公園や引地川緑道の拡大などを行ったことにより、約16ha増加しました。

【主な課題】

□身近な公園の配置

災害時に一時避難場所として利用できる公園、幼児や高齢者が安全・安心かつ容易に利用できる公園は、市民の居住地の近くに配置される必要があります。

市内には居住地から半径250m以内（徒歩5分程度）に身近に利用できる公園（街区公園や近隣公園）が存在しない区域（公園未到達区域）があり、これらの区域には、災害時のリスクや到達の安全性からみても優先的に対策を講じていく必要があります。

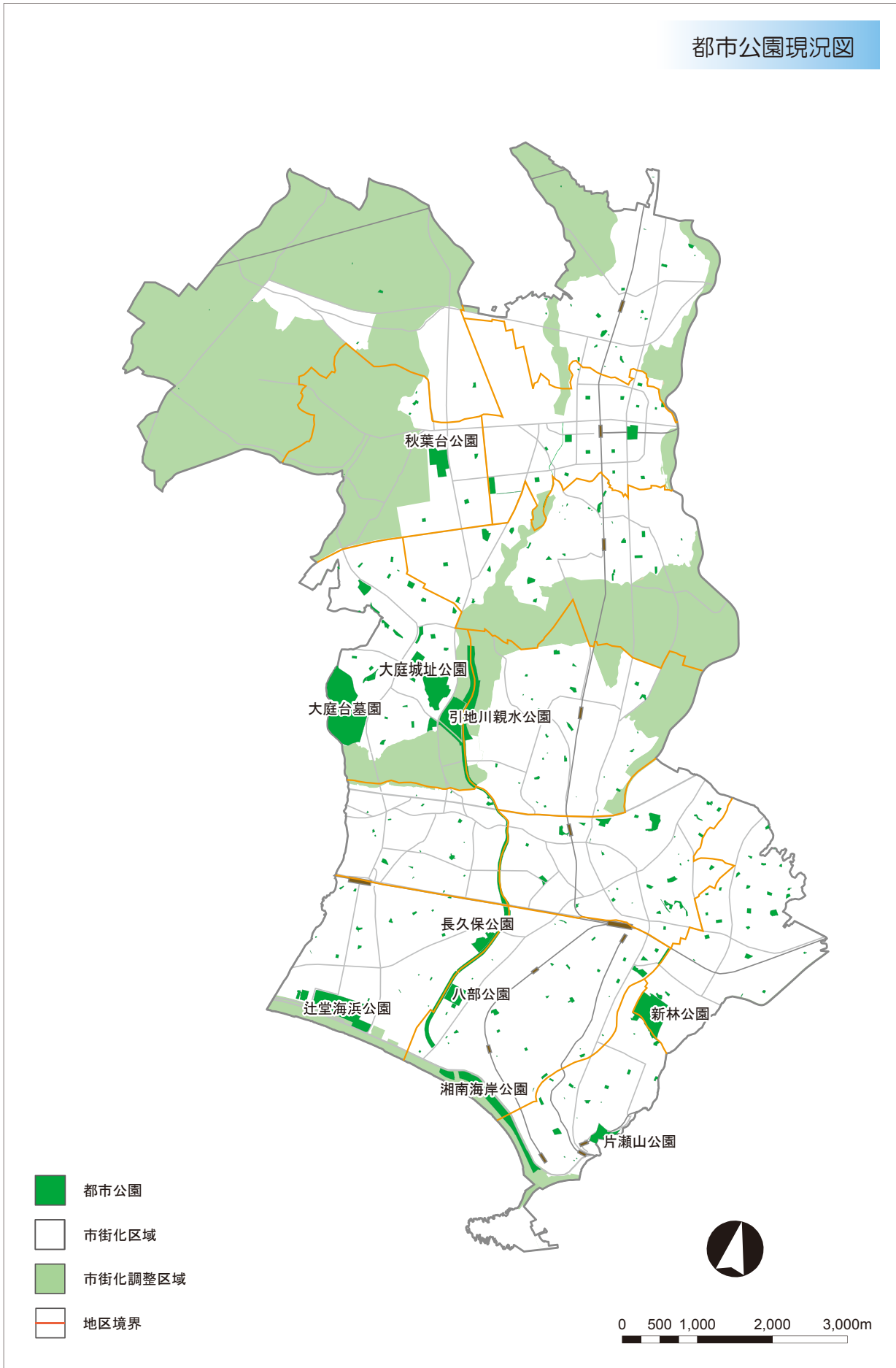
□公園用地の確保

人口の密集している市街地では、地価の高騰やオープンスペースの減少などで公園用地の確保は難しい状況となっており、公園を整備するためには、様々な方策を検討して、用地を確保する必要があります。

□公園の質の維持及び向上

計画を推進し、適切な箇所において新たに公園を整備するほか、公園の質を維持することが大きな課題です。公園の質を維持し、魅力ある施設に向上させるためには、様々な施策を展開する必要があります。

都市公園現況図



(2) 都市公園以外の公共施設緑地

【現況】

都市公園以外の公共施設緑地は2010年（平成22年）4月1日現在、約331haです。

当初計画からの10年間で約103ha増加していますが、これは緑地の分類を精査し、河川緑地などを新たに計上したことによります。緑の広場*については相続の発生などによる土地利用転換（解除）が新規指定を上回ったため、約14ha減少しました。

しかし、市有山林は、みどり基金*による取得や、土地所有者からの寄附、神奈川県との共同購入などにより、約11ha増加しました。

【主な課題】

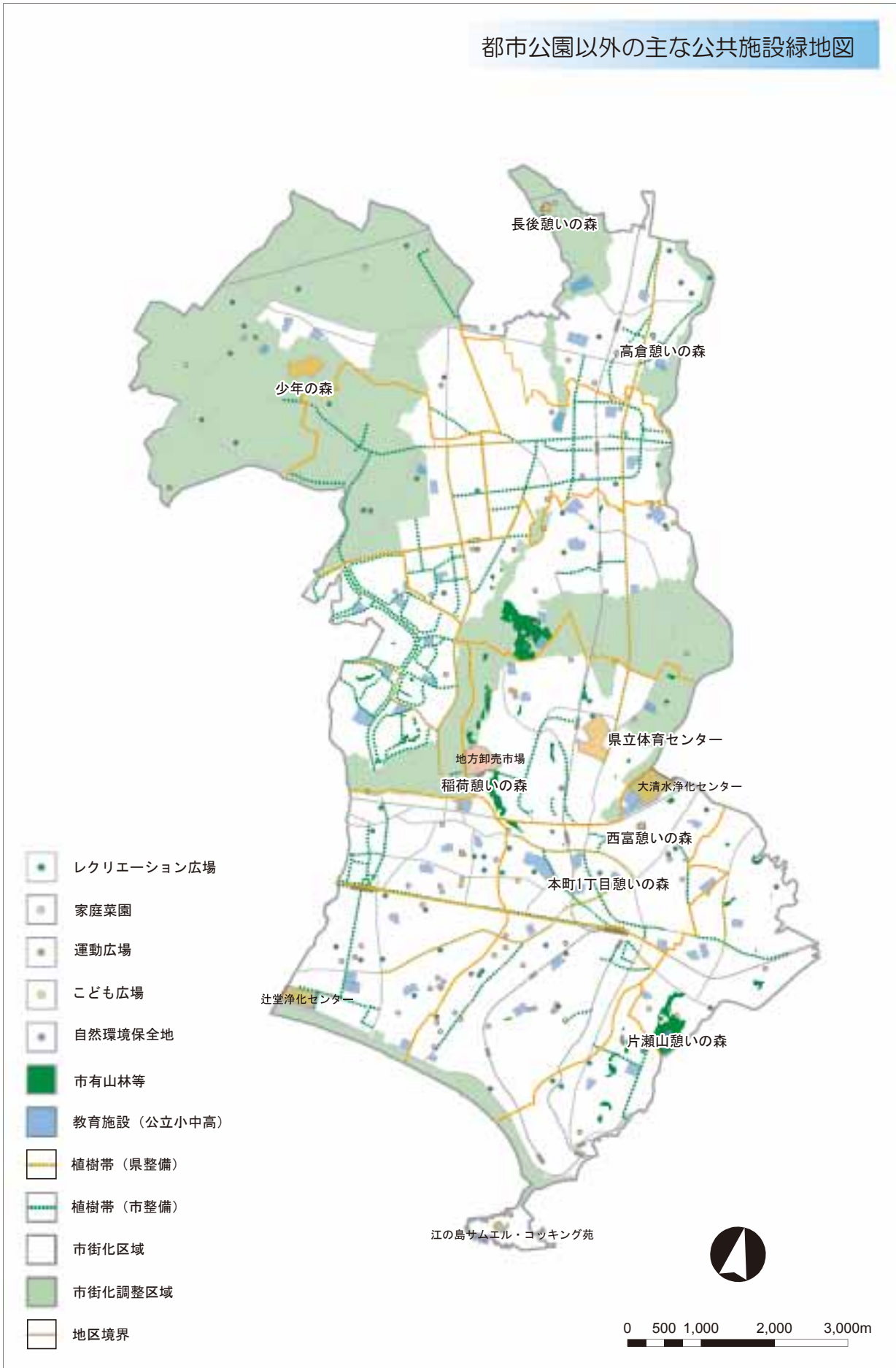
緑の広場や憩いの森*など、土地所有者との契約により確保している緑地であっても、相続の発生などによる土地利用転換（解除）により、オープンスペースや緑地としての活用ができなくなることがあります。これらの土地の重要性を整理し、都市公園等への転換による持続性の確保や、契約の継続がはかれるように土地所有者に対するサポートの充実が必要です。

公共施設の多くは市街地にあり、新たな緑化スペースを確保することは容易ではありません。限られた空間で有効に緑化をはかるため、屋上や壁面を活用した緑化や、地被類、低木、中木、高木を組み合わせた植栽の複層化を行うなど、緑地の確保につとめることが重要です。



【西富憩いの森】

都市公園以外の主な公共施設緑地図



(3) 民間施設緑地

【現況】

民間施設緑地は、社寺境内地や私立学校の植栽地、ゴルフ場など、永続性の高い民有地を対象としており、2010年（平成22年）4月1日現在約143haです。

当初計画からの10年間で約15ha増加しましたが、これは私立学校の植栽地を新たに計上したことによります。

【主な課題】

緑の永続性が高い施設ではあるものの、その保全策は十分ではないため、これらの緑の永続性をさらに高めていく必要があります。

(4) 地域制緑地

①法によるもの

【現況】

地域制緑地のうち、法に根拠をおくものは、特別緑地保全地区*や生産緑地地区*、地域森林計画対象民有林*などで、約1,169haです。

当初計画からの10年間で、生産緑地地区、農業振興地域*内の農用地区域*、地域森林計画対象民有林（保安林*を除く）が相続の発生などによる土地利用転換（解除など）により、あわせて約70ha減少しました。

【主な課題】

本市に残る良好な緑地を確保することは急務となっています。これらの永続性を確保するためには、特別緑地保全地区や、緑地保全地域*など、法制度による指定が最も確実な方策であるため、それらの手段を早急に検討し、保全をはかる必要があります。

地域森林計画対象民有林（保安林を除く）は、森林法において、1ha未満の伐採は届出制としているため、伐採に対する制限がかかりません。市街地に残るこれらの森林について、何らかの保全方法を検討する必要があります。

②条例などによるもの

【現況】

地域制緑地のうち、条例などに根拠をおくものは、自然環境保全地域、保存樹林*、条例に基づき緑化された区域及び工場の植栽地で、約181haです。

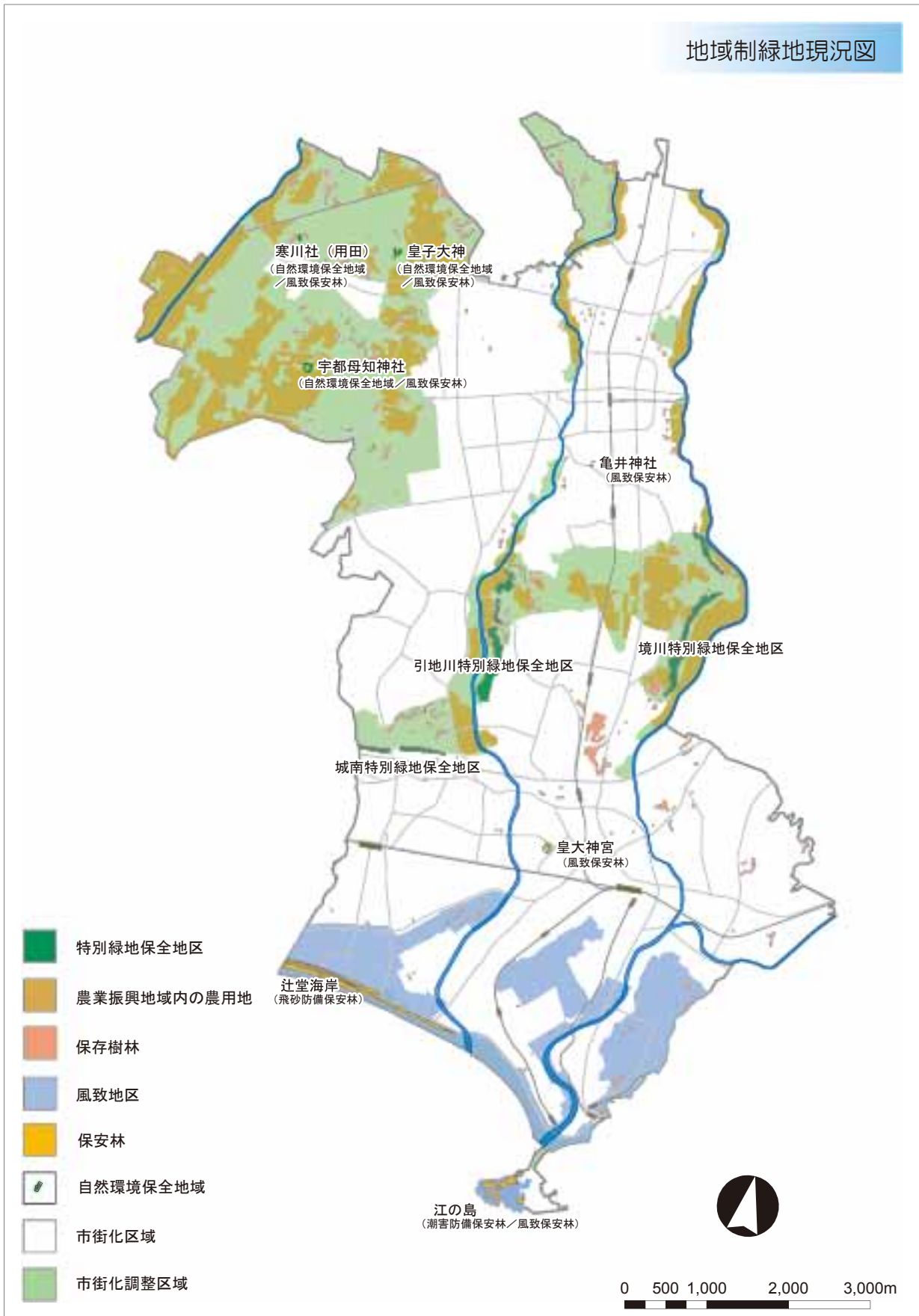
当初計画からの10年間で、保存樹林を約9ha追加指定しましたが、約36haが解除となったため減少しました。

【主な課題】

保存樹林や保存樹木*については、土地所有者との契約により保全されているため、相続の発生などによる土地利用転換（契約の解除）により、減少を続け

ており、この減少を止めるための対策を講じる必要があります。

地域制緑地現況図



(5) 緑地の推移

当初計画から現在までの緑地の推移をまとめると、次の通りです。

【緑地の推移】

区分	種別	2000年(平成12年) 当初計画時		2010年(平成22年) 現在値		増減		備考	
		箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)		
施設緑地	都市公園	街区公園	217	36.93	249	41.41	32	4.48	
		近隣公園	21	23.46	22	24.75	1	1.29	※1
		地区公園	2	13.09	2	19.55	0	6.46	
		住区基幹公園 計	240	73.48	273	85.71	33	12.23	
		総合公園	3	47.53	3	48.65	0	1.12	※2
		運動公園	2	13.02	2	13.42	0	0.40	
		都市基幹公園 計	5	60.55	5	62.07	0	1.52	
		基幹公園 計	245	134	278	147.78	33	13.75	
		広域公園	1	18.97	2	19.06	1	0.09	※3
		大規模公園 計	1	18.97	2	19.06	1	0.09	
		風致公園	1	2.87	1	2.87	0	0.00	
		墓園	1	36.87	1	36.87	0	0.00	
		特殊公園 計	2	39.74	2	39.74	0	0.00	
		緩衝緑地	1	0.19	1	0.19	0	0.00	
		都市緑地	3	1.74	6	2.36	3	0.62	
		都市林	1	2.68	1	2.68	0	0.00	
		緑道	2	6.56	2	8.35	0	1.79	※4
緑地 計	7	11.17	10	13.58	3	2.41			
都市公園 合計	255	203.91	292	220.16	37	16.25			
公共施設緑地 計		227.78		331.21		103.43			
都市公園等 合計		431.69		551.37		119.68			
民間施設緑地 計		128.30		143.40		15.10			
施設緑地 合計		559.99		694.77		134.78			

※：都市公園の面積は各公園をha単位で積み上げたもの

※1：近隣公園は2公園増加したが、神台公園を都市計画変更したため1公園減少

※2：辻堂海浜公園は、湘南海岸公園の一部であるが、現在の管理数と合わせるため総合公園として計上

※3：鶴沼海浜公園は湘南海岸公園の一部であるが、現在の管理数と合わせるため1公園として計上

※4：当初計画時の正式面積に修正

区分	種別	2000年(平成12年) 当初計画時		2010年(平成22年) 現在値		増減		備考
		箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	
		地域制緑地	特別緑地保全地区	3	35.80	3	35.80	
風致地区(地区内植栽地)					30.13		30.13	※5
生産緑地地区	580		106.80	565	105.20	▲15	▲1.60	
農業振興地域内の農用地区域			672.00		583.00		▲89.00	
保安林			27.00		28.50		1.50	
地域森林計画対象民有林			397.90		385.54		▲12.36	保安林を除く
法によるもの計			1239.50		1,169.16		▲70.34	
条例によるもの計			213.90		180.79		▲33.11	
地域制緑地計			1453.40		1349.95		▲103.45	
地域制緑地間の重複			▲154.90		▲118.49		▲36.41	
地域制緑地合計		1,298.50		1,231.46		▲67.04		
施設・地域制緑地間の重複		▲54.90		▲119.33		64.43		
緑地総計		1,803.58		1,806.90		3.32		
人口(千人)		385		408		23		
面積(ha)		6,951		6,951		0		
緑地の現況(%)		25.95		25.99		0.04		
都市公園等の 住民一人当たり面積(m ²)		11.21		13.51		2.30		

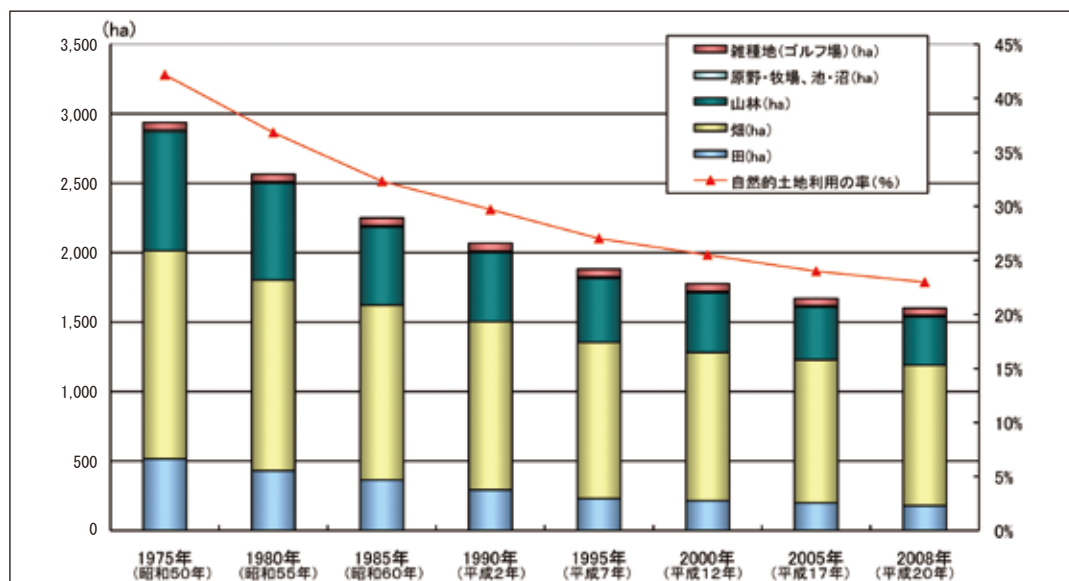
※5: 当初計画では風致地区内の植栽地面積は未計上

(6) 都市の緑化

【現況】

本市の緑被率（市域全体に対する緑に覆われた面積率）は、30.7%となっており、市街化区域と市街化調整区域の緑被率を比率で見ると、それぞれの区域に対して14%、65%と、区域によって大きな差があります。

また、本市の「自然的土地利用の推移」をみると、1975年（昭和50年）に42%だったものが、2008年（平成20年）には23%に減少しています。



(資料：「固定資産概要調書」(藤沢市資産税課)を基に作成)

【自然的土地利用の推移】

【主な課題】

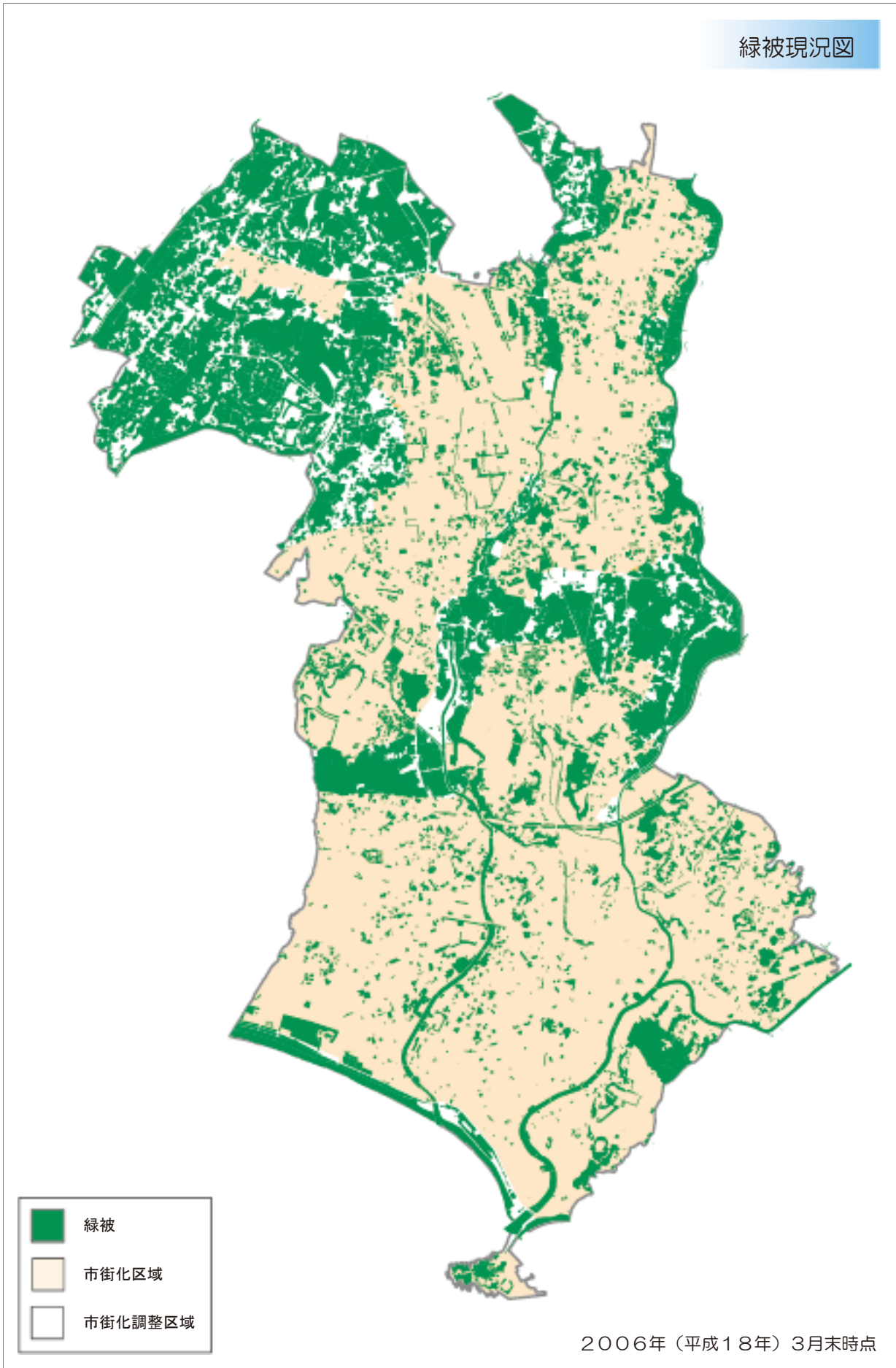
市街化が進んだ地域では、新たな緑化のスペースを確保することは容易ではないため、限られた空間の中で、有効に緑化をはかる工夫が必要です。

本市の条例(※)により緑化された私有地については、その後も良好な緑の維持管理がなされるように誘導する必要があります。

住宅地の緑化については、市民一人ひとりの意識に期待するところが大きいため、現在行っている施策と合わせ、さらなる普及・啓発を行うことが重要です。

(※) 藤沢市緑の保全及び緑化の推進に関する条例

緑被現況図



2-3 計画を取り巻く状況

当初計画の策定からおおむね10年が経過し、その間に関連法制度の制定や改正が行われました。また、地球温暖化や生物多様性*への対応など、緑を取り巻く状況は大きく変化し、これらに加えて、市民ニーズの変化や、市民との協働、企業の環境問題への取り組みなど、緑を取り巻く環境は社会的にも大きく注目されることになりました。

(1) 関連法制度の制定・改正（主なものを抜粋）

①都市緑地法の改正

2004年（平成16年）6月、緑の基本計画について規定していた「都市緑地保全法」が改正され、名称も「都市緑地法」となりました。改正の主な内容としては、従前「緑地保全地区」としていたものを「特別緑地保全地区」と名称変更し、新たに「緑地保全地域」制度を創設しました。これは、特別緑地保全地区が現状凍結的な地域指定なのに対し、比較的緩やかな行為の規制により、土地利用との調和をはかりながら保全する制度です。また、緑の基本計画の計画事項に「都市公園の整備の方針」が追加されました。

このことにより、緑の基本計画は、「緑地の保全」「緑化の推進」「都市公園の整備」が一体となった総合的な施策展開が可能となり、より効果的、効率的な都市の緑の保全・創出が実現できることになりました。

②その他法令の改正

- ・景観法の制定（2004年（平成16年））
→景観行政に法的実行力が加わる
- ・生物多様性基本法の制定（2008年（平成20年））
→生物多様性の保全や持続可能な利用に関する施策の展開について規定
- ・神奈川県里地里山の保全、再生及び活用の促進に関する条例の制定
（2007年（平成19年））
→里地里山の多面的機能の発揮と次世代への継承について規定
- ・藤沢市緑の保全及び緑化の推進に関する条例の改正
→生きものの生息地の保全や土地の買取り制度、建物緑化*の義務化や緑の基本計画、緑の実施計画などについて規定

③関連施策の策定・改定

- ・藤沢市新総合計画、藤沢市都市マスタープラン、藤沢市環境基本計画（2011年（平成23年））、藤沢市景観計画（2007年（平成19年））、藤沢市ビオトープネットワーク基本計画（2007年（平成19年））の策定など、関連計画の策定・改定が行われました。
→各施策との整合性



(2) 環境問題と緑の役割

①地球温暖化

- ・二酸化炭素排出量の増加による平均気温の上昇
→樹木による二酸化炭素の吸収・固定作用などへの期待

②都市のヒートアイランド現象*

- ・緑の減少、人工排熱や建物からの輻射熱の増加
→植物の蒸散活動によるクールアイランド、オアシス効果（P 92 参照）などへの期待

③生物多様性の保全

- ・人々の活動や開発行為による生態系の破壊や生きものの生息・生育空間の縮小・消失
- ・里地里山などの環境変化による種の減少や生きものの生息・生育状況の変化
- ・外来生物など人為的に持ち込まれたものによる生態系のかく乱
→緑地の存在意義とその効果への期待



(3) 緑に関する社会意識の変化

①企業の社会的責任による活動

- ・企業などの環境配慮や社会的責任（Corporate Social Responsibility(CSR)）意識の高まり
→企業などによる緑地保全・緑化活動の活発化

②市民活動と協働

- ・市民活動団体やNPO法人による緑地保全・緑化推進活動の活発化
- ・地域の自主的な取り組み
→行政主体から市民、地域主体へ

2-4 総合的な見地からみた緑の現状と課題

(1) ふじさわ未来課題

2011年（平成23年）4月に策定された「藤沢市新総合計画」では、『「私たちの政府」が創る、いまでも未来も住み続けたいまち「湘南ふじさわ」』を本市の将来像として定め、この将来像を実現する「藤沢づくり」の20年後までの藤沢の姿を3つの都市ビジョンとして掲げました。この計画のなかで、まちづくりの共通課題として83の「ふじさわ未来課題」を位置づけ、これを中心として課題を実現することが将来像に近づくと定義しています。

本計画は、この藤沢市新総合計画の部門別計画であることから、この未来課題を実現するように施策を展開する必要があります。

【藤沢市新総合計画におけるふじさわ未来課題（緑の基本計画関連・抜粋）】

都市ビジョン	「藤沢づくり」のめざす方向性	ふじさわ未来課題	
1・市民の力が育てる生活充実都市	1・地域自律型の「藤沢づくり」を育むまち	3・市民自らが藤沢を良くする活動に積極的であること	
		5・地域で協働して、暮らしやすいまちづくり活動が行われていること	
	2・明日の藤沢を担う「藤沢の子どもたち」を育む環境	15・子どもたちが積極的に交流できる場が整備されていること	
		16・子どもたちが身近な生活の中で自然を感じられていること	
	3・市民力・地域力による安全で安心して暮らせるまち	18・災害に対して、市民が不安なく暮らせるまちであること	
		20・安全・安心を高める活動が盛んであり、ボランティアの精神が高いこと	
	2・地域から地球に拡がる環境行動都市	4・共に生き、共に創る地域社会の創出	25・生活環境を守るために地域でまとまりがあること
			31・社会的弱者の方が快適に過ごせるまちであること
			34・地域で支え合い暮らせる環境であること
		5・豊かな地域資源の次世代への継承・発展	35・まちと自然環境の調和がとれていること
37・市民、地域、行政が協力し、快適な生活が実現していること			
39・身近にある緑が適切に保全されていること			
6・地球温暖化防止など未来の地球環境への投資		41・調和のとれた景観づくりが進められていること	
		47・みんなが協力して、いつでもまちがきれいであること	
		48・豊かな緑に囲まれた生活が出来ていること	
3・さらなる可能性を追求する創造発信都市		7・「藤沢づくり」を支える都市構造の再構築と地域経済の活力再生	49・人々の環境への意識が高く、快適なまちであること
			56・身近に親しみや愛着のもてる景観があること
			58・地域の特徴が活かされたまちであること
	8・公共資産の維持管理と有効活用	62・産業の活力を高め、地域が元気になること	
		66・市民の財産である自然を守り、育てられていること	
		67・移動や利用にあたり、誰でも利用できる道路や施設であること	
		68・日常生活に安らぎや豊かさを与えてくれる場所があること	
	9・「藤沢ライフスタイル」と「湘南カルチャー」の創出	69・市民が利用する身近な施設が大切にされていること	
		71・多様な連携を通じて、市民が望むサービスが提供されていること	
		74・いつも自然の豊かさを感じられていること	

(2) 緑に関するアンケート

緑の基本計画を見直すにあたり、計画をより実効性のあるものとするため、主に地域のまちづくりに参加している方々や緑の保全、創出、普及などに携わっている人を対象に、「みどりのまちづくりアンケート」を実施しました。

この結果を施策展開に反映する必要があります。

【アンケート概要】

□アンケート数

発送数：378件 回答数：247件 回答率：65.3%

□受付期間

2009年（平成21年）3月10日から3月27日

【集計結果（抜粋）】

① 藤沢市全体の緑の印象

「多い」、「どちらかといえば多い」と感じている人が約半数

② 藤沢市で多いと感じる緑

1・神社やお寺の緑 2・公園の緑 3・農家や旧家の屋敷林

③ 藤沢市で少ないと感じる緑

1・集合住宅の緑 2・駅前広場の緑 3・商業施設の緑

④ 守っていききたい緑

1・社寺などの歴史ある緑 2・開発されやすい平地の樹林地 3・谷戸と一体となった緑

⑤ 増やしたい、増えてほしい緑

1・河川や海岸の水辺の緑 2・街路樹などの道路の緑 3・公園の緑

⑥ 増やすべき公園

1・ジョギングや散歩のできる遊歩道 2・災害時、防災拠点となる公園
3・藪、林、流れのある自然豊かな公園

⑦ 緑を保全するための必要な施策

1・基金で買い取り残す 2・所有者、市民団体の協働 3・法律で規制、保全を図る

⑧ 緑についての重要と思う施策の優先順位

1・緑をまもる（保全規制） 2・緑をひろめる（緑化） 3・緑をつくる（公園整備）

⑨ 特に期待する機能と効果

1・気温の緩和、大気汚染の浄化 2・生物の生息環境 3・自然景観の構成

⑩ 緑を守り、増やすために実践している活動、またはこれから実践したい活動

1・ベランダ、玄関先に鉢植えて緑を増やす 2・庭木を植えたり、塀を生垣にする
3・公園愛護会に参加する

⑪ 緑のまちづくりへの参加を推進するのに大切とおもうこと

1・小中学校での環境教育 2・緑化セミナーなどの開催、啓発活動
3・行政から地区への人材、資金の支援

公園紹介

公園名 大庭城址公園（総合公園）
 公園面積 約12.6ha
 所在地 大庭字城山5，230番1
 供用開始年月日 昭和60年3月31日

概要

大庭城は、12世紀関東平氏の雄、大庭氏の拠を14世紀になって太田道灌が本格的に築造し、その後、小田原北条氏が改修したと伝えられています。周辺に駒寄、裏門、二番構などの地名が残っているとところからも当時の雄大な城が偲ばれます。

現在は、市内有数のサクラの名所として市民などに親しまれています。



大庭城址公園 イラストマップ

